

機能証明書

機能証明書の作成について

- 1 機能証明書は、納入しようとするサービスが仕様書に示す各項目を満たすことを証明するものです。
- 2 機能証明書の作成にあたっては、各仕様項目について、必要に応じて補足説明を行うとともに、各項目の内容を確認できる資料等（サービス仕様書、カタログ等）を必ず添付して下さい。
- 3 機能証明書の提出期限は、令和7年5月20日（火）午後5時です。

なお、提出された機能証明書について、不備が認められたときは、受付をしない場合がありますので、余裕をもって提出して下さい。

機 能 証 明 書

令和 年 月 日

長崎県知事
大石 賢吾 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名
印

令和7年度長崎県テレワーク基盤用閉域網利用単価契約に係る入札に関し、下記のとおり仕様書の要件を全て満たすことを証明します。
なお、機能証明書に示した以外の項目であっても、仕様書の全ての事項を満たすことを証明します。

記

要求仕様

項目	内容	証明
(1) 機能、仕様等	仕様書に基づく全ての機能を有していること。	別紙のとおり